

6 環境影響評価制度

環境影響評価は、環境に影響を及ぼす事業について、その実施前に、事業者自らがその事業に係る環境への影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全対策を講じるなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

「環境影響評価法」は、このうち、規模が大きく、かつ、国が一定の関与を行っている事業についての環境影響評価の手続き等を定めたものであり平成9年(1997年)6月制定され、平成11年(1999年)6月全面施行されました。

また、奈良県においても、一定規模以上の道路の新設、ダムの新築、工場の設置等環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業（環境影響評価法の対象事業は除く）について環境影響評価が適切に行われるための手続きを定めた「奈良県環境影響評価条例」が、平成10年(1998年)12月公布、平成11年(1999年)12月施行されました。

(表3-4-54) 環境影響評価の実施状況 (奈良市内)

	事業名	種類	規模	摘要
平成16年度	京奈和自動車道(大和北道路)	一般国道	約12km	環境影響評価方法書(法)
平成18年度	京奈和自動車道(大和北道路)	一般国道	約12km	環境影響評価準備書(法)
平成19年度	京奈和自動車道(大和北道路)	一般国道	約12km	環境影響評価書(法)
令和2年度	奈良市新クリーンセンター建設	廃棄物の処理施設	約586t/日	計画段階環境配慮書(条)